米原市開発行為等指導要綱　手続の流れ（参考）

目　次

- **第２条第１項第１号該当（造成事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1**
  - 資材置場、露天駐車場、グラウンド等の造成事業で、面積が1,000平方メートル以上のもの
- **第２条第１項第２号該当（開発許可）・・・・・・・・・・・・・・・・・・2**
  - 都市計画法第29条第１項に基づく許可申請が必要なもの
- **第２条第１項第３号該当（建築事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・3**
  - 建築物の高さが10メートル以上のもの
  - 工作物の高さが15メートル以上のもの
  - 集合住宅等で計画戸数が５戸以上のもの
  - 建築物の延べ床面積が1,000平方メートル以上のもの
- **第２条第１項第４号該当（設置事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・4**
  - 太陽光発電設備を設置する事業で、敷地面積が1,000平方メートル以上のもの
  - 蓄電用の設備を設置する事業で、敷地面積が1,000平方メートル以上のもの
- **第２条第１項第５号該当（必要事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・5**
  - 計画的なまちづくりを進める上で必要と認めるもの

注意事項

※ 手続の流れ、提出書類については、主なもののみを記載しています。

※ 内容によっては、追加で手続が発生する場合、または手続が不要となる場合がありますので、ご了承ください。

※ 御不明な点がありましたら、都市計画課へ相談してください。

第２条第１項第１号該当（造成事業）

- 資材置場、露天駐車場、グラウンド等の造成事業で、面積が1,000平方メートル以上のもの

※ 盛土規制法の許可が必要な事業は除く

事前審査

提出書類
- 開発事業事前審査願〔様式第１号〕
- PDFデータを保存したCD １部

※ 部数は申請地等によって異なります。
※ 審査後、「開発事業事前審査通知書」と補正事項をお渡しします。

１か月程度

要件処理

提出書類
- 開発事業事前審査確認書〔別紙１〕

※ 事前審査で意見があった関係各課に対し、要件処理を行ってください。

本申請

提出書類
- 開発事業同意申請書〔様式第４号〕 ２部
- PDFデータ

２，３週間程度

同意・協定締結

工事着手・標識設置

提出書類
- 工事着手届出書〔様式第15号〕 １部

工事完了・完了検査

提出書類
- 工事完了届出書〔様式第16号〕 １部

※ 完了検査後、「開発事業に関する工事の検査済証」を交付します。

※ 市に移管することとなる公共施設、公益施設またはこれらの建設用地がある場合、別途手続が必要になりますので、都市計画課へ相談してください。

第２条第１項第２号該当（開発許可）

- 都市計画法第29条第１項に基づく許可申請が必要なもの

事前審査

提出書類
・開発事業事前審査願〔様式第１号〕
・PDFデータを保存したCD １部
※ 部数は申請地等によって異なります。
※ 審査後、「開発事業事前審査通知書」と補正事項をお渡しします。

１か月程度

要件処理・32条協議

提出書類
・開発事業事前審査確認書〔別紙１〕
・都市計画法第32 条による協議について〔様式第４-２号〕
※ 事前審査で意見があった関係各課に対し、要件処理を行ってください。

本申請

提出書類
・開発行為許可申請書〔様式第２号〕 ２部
・PDFデータ

18日（標準処理期間）

開発許可・協定締結

工事着手・標識設置

提出書類
・工事着手届出書〔様式第12号〕 １部

工事完了・完了検査・公共施設等の帰属

提出書類
・工事完了届出書〔様式第13号〕 １部
・公共施設工事完了届出書〔様式第14号〕１部（担当課にも提出）

※ 完了検査後、「検査済証」を交付します。

※ 開発許可に係る手続は別途様式が定められているので、ご注意ください。

第２条第１項第３号該当（建築事業）

- 建築物の高さが10メートル以上のもの
- 工作物の高さが15メートル以上のもの
- 集合住宅等で計画戸数が５戸以上のもの
- 建築物の延べ床面積が1,000平方メートル以上のもの

※ 既存建築物の建替え等で用途を変更せず、かつ、建築物の延べ床面積、階数および戸数が従前の規模と同等以下の場合を除く。

事前審査

提出書類
・開発事業事前審査願〔様式第１号〕
・PDFデータを保存したCD １部

※ 部数は申請地等によって異なります。
※ 審査後、「開発事業事前審査通知書」と補正事項をお渡しします。

１か月程度

要件処理

提出書類
・開発事業事前審査確認書〔別紙１〕

※ 事前審査で意見があった関係各課に対し、要件処理を行ってください。

本申請

提出書類
・開発事業同意申請書〔様式第４号〕 ２部
・PDFデータ

２,３週間程度

同意・協定締結

標識設置

提出書類
・開発事業標識設置届出書〔様式第14号〕
１部

第２条第１項第４号該当（設置事業）

- 太陽光発電設備を設置する事業で、敷地面積が1,000平方メートル以上のもの
※ 建築物の屋根または屋上に設置するものは除く
- 蓄電用の設備を設置する事業で、敷地面積が1,000平方メートル以上のもの

事前審査

提出書類
・開発事業事前審査願〔様式第１号〕
・PDFデータを保存したCD １部

※ 部数は申請地等によって異なります。
※ 審査後、「開発事業事前審査通知書」と補正事項をお渡しします。

１か月程度

要件処理

提出書類
・開発事業事前審査確認書〔別紙１〕

※ 事前審査で意見があった関係各課に対し、要件処理を行ってください。

本申請

提出書類
・開発事業同意申請書〔様式第４号〕 ２部
・PDFデータ

２,３週間程度

同意・協定締結

標識設置

提出書類
・開発事業標識設置届出書〔様式第14号〕
１部

第２条第１項第５号該当（必要事業）

- 計画的なまちづくりを進める上で必要と認めるもの

事前審査

提出書類
・開発事業事前審査願〔様式第１号〕
・PDFデータを保存したCD １部
※ 部数は申請地等によって異なります。
※ 審査後、「開発事業事前審査通知書」と補正事項をお渡しします。

↓ １か月程度

要件処理

提出書類
・開発事業事前審査確認書〔別紙１〕

※ 事前審査で意見があった関係各課に対し、要件処理を行ってください。

↓

本申請

提出書類
・開発事業同意申請書〔様式第４号〕 ２部
・PDFデータ

↓ ２,３週間程度

同意・協定締結

↓

工事着手・標識設置

提出書類
・工事着手届出書〔様式第15号〕 １部
・開発事業標識設置届出書〔様式第14号〕 １部

↓

工事完了・完了検査

提出書類
・工事完了届出書〔様式第16号〕 １部

※ 完了検査後、「開発事業に関する工事の検査済証」を交付します。

※ 市に移管することとなる公共施設、公益施設またはこれらの建設用地がある場合、別途手続が必要になりますので、都市計画課へ相談してください。